

先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療

平成31年4月1日現在

先進医療技術名

歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

※適応症：歯周炎による重度垂直性骨欠損

◇先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療とは、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療をいいます。なお、公的医療保険制度の給付対象となった技術および先進医療としての承認を取り消された技術等は先進医療の技術ではありません。

◇厚生労働大臣が定める施設基準は、随時見直されますので、詳細は[厚生労働省のホームページ](#)でご確認ください。

◇当資料は「無配当先進医療特約(医療保険)(返戻金なし型)」「無配当引受基準緩和型先進医療特約(医療保険)(返戻金なし型)」の一部を説明したものです。詳しくは「パンフレット」「ご提案書(契約概要)」「ご契約のしおり一定款・約款」をご覧ください。

ご契約の際には、『ご契約のしおり一定款・約款』『重要事項説明書(注意喚起情報)』『お申込内容控』および『ご提案書(契約概要)』を必ずご覧ください。

 **朝日生命保険相互会社**

取扱店・担当者

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
お客様サービスセンター ☎0120-714-532
ホームページアドレス／<https://www.asahi-life.co.jp>

朝日 B-2019-11(2019.4.25)